

2020年12月28日

福岡県知事
小川 洋 様

福岡県地域人権運動連合会
会長 川 口 學

隣保館を対象にした人権侵害(差別)等の調査についての申入れ

福岡県人権・同和対策局は、5年に一度の「隣保館人権課題把握調査」を2020年11月から2021年9月にかけて「人権・同和問題の解決に向けた隣保館活動の適切かつ効果的な取組みの参考とするため、隣保館を対象とした、調査を実施し地域の課題を把握する」(以下、「隣保館調査」)として、12月2日に福岡県地域人権運動連合会に説明しました。

私たちは同月5日、県連幹事会で「隣保館調査」を議題にあげて討議しました。討議の結果、「調査」の目的・内容等を詳細に把握し、「部落差別解消推進法」の附帯決議を参考にして人権連県連の見解をまとめ、県人権・同和対策局に文書で申入れることにしました。また、申入れの各項目については、人権連県連と県人権・同和対策局で相互の理解を深め、残された部落問題解決の具体的な処方箋を導き出すため、適宜、意見交換の機会を設けることが重要という結論に達しました。

そこで以下の理由と6項目の要望を申入れ、「隣保館調査」にあたって福岡県の善処を強く要請するものです。

申入れ理由

1、福岡県は、5年間隔で実施している「隣保館調査」を今回も前述の期間と内容で実施するとしています。前回、2015年度(平成27年度)実施の「報告書」によれば調査対象を①市町村域全体②周辺地域③主たる活動地域に分けて調査しています。③の「主たる活動地域」は、「旧同和地域・住民」を特定していることは明らかです。今回の調査でも、隣保館が所在する「主たる活動地域(町丁・字)」など、となっています。

このことは、2016年12月に「部落差別解消推進法案」の参議院法務委員会質疑の結論に抵触しており、きわめて問題です。法務委員会質疑で仁比聡平議員(日本共産党)から「2011年度に実施した全国隣保館協議会(全隣協)の実態調査で、隣保館関係全住民の進学率・生活保護受給率などの個人情報・プライバシーにかかわる調査が人権連等の反対にもかかわらず実施された」

と指摘され、提案者側は「隣保館の対象者の調査等をふまえ、今回の法案の6条の実態調査は、対象となる個人とか地域等々について実態調査をすることは全く考えておりません」と答弁しています。

2、部落解放同盟中央本部は10月28日、法務省と「部落差別の実態に係る調査結果報告書」をふまえ、「部落問題解決に向けた施策、被差別実態の把握など」について意見交換を行い、その内容について12月5日付け『解放新聞』で報道しています。

それによると解放同盟は被差別体験の集約を訴え、「モデル的に地方公共団体と連携し実態の把握を（旧同和地区を）特定しなくても実態をつかむ方法はある」と法務省に要請しています。この要請に法務省は「調査結果を地方公共団体と共有、意見交換等をして課題を把握し、その結果を踏まえ、つぎにどういう手を打てばいいか検討したい」と応じています。

福岡県は今回の「隣保館調査」にあたって「国からの打診・協議はない。あくまで5年に一度の定期調査」と説明していますが、今回の調査項目には新たに「隣保館利用者に対し、人権侵害（差別）の体験等をアンケート調査」するとしています。このことは解放同盟が法務省との意見交換の際、「（6条）調査結果を地方公共団体と共有、意見交換等をして、モデル的に地方公共団体と連携し実態の把握」を要望した内容に応えるものと言わざるをえません。

3、同推進法の附帯決議（参議院）は「部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、当該調査が真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」を求めています。また、実態調査については同法制定にあたっての参議院法務委員会論議で、議員から旧事業対象地区、旧事業対象者の洗い出し・掘りおこしを現に戒める意見がだされ、同法案提案者側と法務省は「旧同和地区を特定した上で、その中にいる対象者を一部切り出してその調査を行うということを考えているものでもなく、その必要性もない」と明言しています。

4、隣保館の運営について厚生労働省は「中立公正な運営の確保」として①隣保館は「公の施設」、運営は常に中立公平を旨とする②館の利用は公正な運営に努める③隣保館の事業運営に行政の主体性を確保し、民間運動団体とはそれぞれ立場、役割を明確にし、地域住民の理解を深める、館長と民間運動団体の幹部役員が同一人であることは避ける」ことなどを明示、民間運動団体の運動と隣保館に事業を峻別し、戒めています。

全国の隣保館は築後、40年以上経過した建物も数多くあります。福岡県下

33市町村、74隣保館の中には、会議室や大ホールが2階に設置されているにもかかわらず、エレベーターや車椅子用のスロープが設置されていない施設もあります。今回の「隣保館調査」では「利用者アンケート調査」も実施されますが、地域に開かれたコミュニティーセンターとしての利便性を増進し、幅広い市民に活用される施設に脱皮するよう検討すべきです。

以上のことから以下、具体的に6項目の要望を申し入れます。

申入れ項目

- 1、 調査項目にある「主たる活動地域」とはどの範囲を指しているのか。それが「旧同和地区」を指すのであれば、参議院委員会質疑に抵触することから調査対象にしないこと。
- 2、 「個人」を特定して学歴や生保受給等のプライバシーに係る調査は行わないこと。
- 3、 隣保館利用者に対する人権侵害（差別）の体験等のアンケート調査は恣意的な解釈をされる危険性があることから、調査項目から外すこと。
- 4、 地域要求のアンケート調査項目の中に隣保館利用の利便性増進のためエレベーター設置や冷暖房設置、部屋の改修等を入れること。
- 5、 隣保館の名称改編や館運営の公開・民主・公平性の確保を利用者アンケートの設問項目に加えること。
- 6、 行政の外郭団体の社会福祉法人が指定管理者として運営している隣保館の実態把握に努め、市民が誰でも自由に使用できる運営状況の調査を徹底すること。

以上